様式第10号(第7条関係)

年　　月　　日

納入金過誤納金還付(充当)通知書

　　　　　　　　様

出雲市長

　下記のとおり過誤納金を還付(充当)いたしますので、出雲市浄化槽施設使用料条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 過誤納納入金の名称 | 　 |
| 納付年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 過誤納金の内訳 | 区分 | 既納付額 | 更生(正当)額 | 差引過誤納額 | 過誤納の事由 |
| 納入金 | 円 | 円 | 円 | 　 |
| 延滞金 | 　 | 　 | 　 |
| 還付加算金 | 　 | 　 | 　 |
| 計 | 　 | 　 | 　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 充当の内訳 | 未納の金額 | 充当額 | 差引未納額 |
| 納入金 | 延滞金 | 計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 還付金額 | 円 |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。